

岡山市水道局週休2日工事特記仕様書

本工事は、岡山市水道局週休2日工事（以下「週休2日工事」という。）の試行対象工事であり、実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、別に定める「岡山市水道局週休2日工事試行要領」に基づき実施するものとする。

1 定義

- (1) 「週休2日工事」における「週休2日」とは、対象期間において、原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所とすることをいう。ただし、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う場合は、国民の祝日、夏期休暇及び年末年始休暇以外で振り替えできるものとする。
- (2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までとする。（準備・準備工・片付期間、工場製作のみを実施している期間は除く。）
- (3) 「工事着手日」とは工事目的物の施工に係る作業（工事看板設置、測量・墨出し作業等を除く）に着手する日とする。
- (4) 「工事完成日」とは工事目的物の施工に係る作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く）が完了した日とする。
- (5) 「完全閉所」とは、事務所での事務的作業を含む当該工事における全ての作業を中断することをいう。

2 実施方法

- (1) 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に、「週休2日工事」の実施希望の有無を監督員に工事打合簿にて報告するものとする。（別紙①参照）
- (2) 「週休2日工事」を実施する受注者は、施工計画書の提出時に、休日を明示した「休日等取得計画・実績表」（以下「計画表」という。）を作成し、監督員に提出するものとする。（別紙②参照）
- (3) 受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。なお、振替日は、作業を行う土・日曜日の前後2週間以内に設定するものとする。
- (4) 受注者は、「週休2日工事」である旨を工事看板等で現場に掲示するものとする。（別紙③参照）

3 実施報告

- (1) 受注者は、休日等取得計画・実績表に休日の取得実績を記入し、毎月初めに履行報告書に併せて監督員に提出しなければならない。（別紙④参照）
- (2) 受注者は、前項の休日の取得実績が確認できる書類（工事日報、出勤簿等）を併せて

提示し、監督員の確認を受けなければならない。

- (3) 週休2日を達成するためには、原則、工期の14日前（工期内工事完成検査）までに工事完成通知書の受理を受けなければならない。

4 請負代金額の変更

試行工事では、対象期間において週休2日を確保できた場合は設計変更の対象とするものとする。補正係数は別添資料1「週休2日（4週8休以上）の補正係数について」に示す。

5 工事成績評定における評価

対象期間において週休2日を確保できた場合、工事成績評定において監督員及び総括監督員の評価項目である「工程管理」の「その他」の項目で評価する。

6 履行証明書

週休2日工事を達成し、しゅん功検査に合格した受注者に対しては、受注者から請求があった場合、週休2日工事履行証明書を発行する。（別紙⑤参照）

7 その他

「岡山市水道局週休2日工事試行要領」については、岡山市水道局ホームページを参照するものとする。